

年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな…

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)

<p>✓ 週の勤務が20時間以上</p> <p>※残業時間は原則、含みません。</p>	<p>✓ 給与が月額88,000円以上</p> <p>含まれないもの ・残業代 ・賞与 ・通勤手当</p> <p>※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。</p>
<p>✓ 2カ月を超えて働く予定がある。</p> <p>→</p>	<p>✓ 学生ではない。</p> <p>※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります</p>



残業時間や残業代は含まれないんだね！

1分で分かる解説動画はこちら



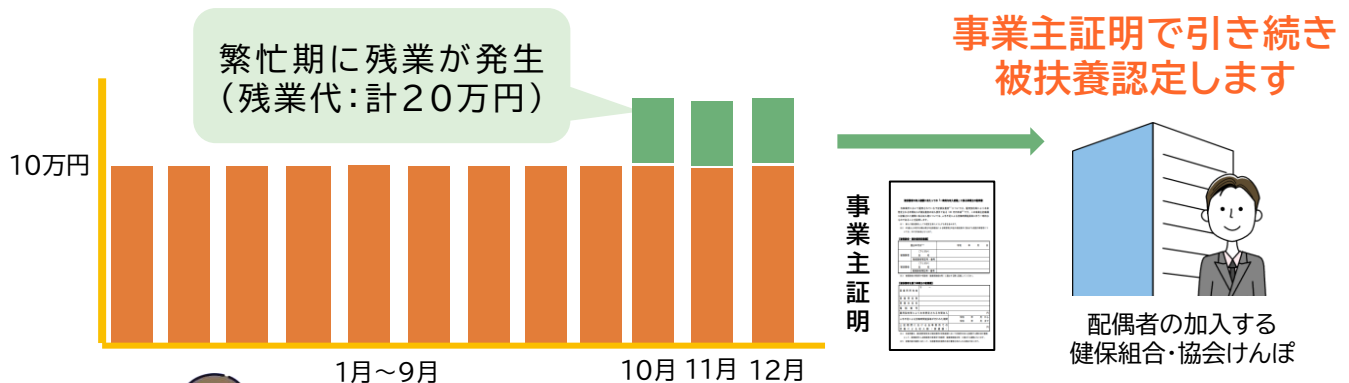
その2

私の場合、年収**130万円**(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例:毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

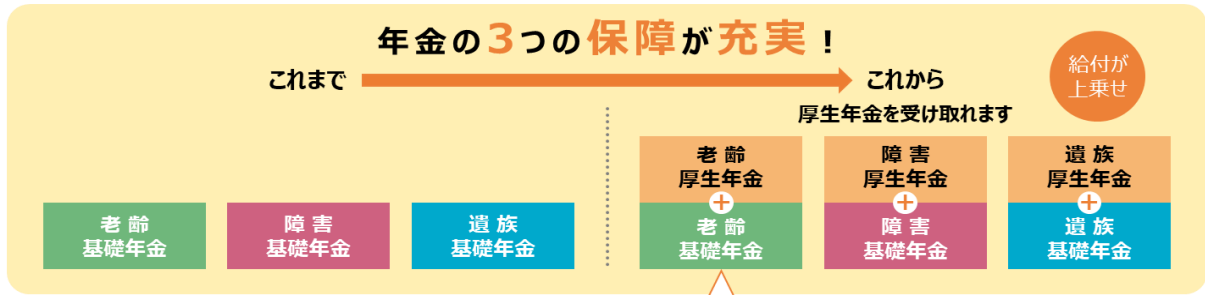


収入が増えたけど一時的なので事業主に証明してもらおう！

社会保険に入るとどんなメリットがあるの？ ➡

社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで
保障がさらに充実



長期加入すると保障が
さらに充実



	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
20年間加入	月額8,100円	月額8,800円（年額106,700円）×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円（年額53,300円）×終身
1年間加入	月額8,100円	月額400円（年額5,300円）×終身

※月収88,000円の場合。年金額（目安）の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社
を休んでもより安心



傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、（医師の意見書が必要）

4日目から、最大1年6ヶ月、**給料の2/3の金額が受け取れます。**

病気またはけがが発生



支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり **2,180円（非課税）** 30日休んだ場合は**58,860円**



出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給料の2/3の金額が受け取れます。

出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

支給額の例 月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり **2,180円（非課税）** 98日休んだ場合は**213,640円**



社会保険加入による変化を計算してみましょう

手取りかんたん
シミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

公的年金
シミュレーター

<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、**世帯の生涯可処分所得が増加**するという試算もあります。



年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15
（土・祝日・年末年始（12/29~1/3）除く）

厚生労働省
年収の壁

